

承認案第3号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、
同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成30年9月3日提出

天理市長 並 河 健

専決第9号

専 決 処 分 書

平成30年6月18日の大阪府北部を震源とする地震の発生を受けた公共施設のブロック塀の緊急点検の結果、早急に安全を確保する対策を講じるため、平成30年度天理市一般会計予算の補正を行う必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成30年6月25日

天理市長 並 河 健

平成30年度天理市一般会計補正予算（第3号）

平成30年度天理市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,922千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,704,219千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年6月25日専決

天理市長 並 河 健

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰越金		千円 219,539	千円 3,922	千円 223,461
	1 繰越金	219,539	3,922	223,461
歳 入 合 計		24,700,297	3,922	24,704,219

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		千円 9,706,574	千円 171	千円 9,706,745
	2 児童福祉費	4,315,295	171	4,315,466
8 土木費		3,056,302	1,439	3,057,741
	2 道路橋りょう費	427,083	503	427,586
	5 住宅費	108,468	936	109,404
10 教育費		2,181,095	2,312	2,183,407
	2 小学校費	480,830	2,312	483,142
歳 出 合 計		24,700,297	3,922	24,704,219

専決第12号

専 決 処 分 書

天理市立柳本幼稚園の園舎における耐震診断の結果を受けた安全確保のための改修工事等が完了し、第2学期から新園舎で保育を実施するため、天理市立小学校、中学校、幼稚園設置条例（昭和39年3月天理市条例第15号）の一部を改正する必要性が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成30年8月16日

天理市長 並 河 健

天理市立小学校、中学校、幼稚園設置条例の一部を改正する条例

天理市立小学校、中学校、幼稚園設置条例（昭和39年3月天理市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条の表中「天理市柳本町1213番地」を「天理市柳本町891番地2」に改める。

附 則

この条例は、平成30年8月16日から施行する。